

阪神高速道路営業規則 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新（2025年11月9日～）	旧
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条	第2条
一～八 (略)	一～八 (略)
九 車載器 <u>省令第4条第1項第1号</u> の車載器をいいます。	九 車載器 <u>省令に基づくETCシステム利用規程</u> （以下「 <u>ETCシステム利用規程</u> 」といいます。） <u>第3条第1号</u> の車載器をいいます。
十～十三 (略)	十～十三 (略)
(料金の額及び徴収期間等)	(料金の額及び徴収期間等)
第3条 当社は、当社が指定する事務所において、法第25条第1項に規定する方法により公告された阪神高速道路の料金の額及び料金徴収期間を記載した書面を備え付け、当社が指定する時間内に利用者及び <u>法第24条第1項に規定する使用者（車両の権原を有し、車両の運行を支配し、管理する者）</u> をいい、運転者を除きます。以下「車両の使用者」といいます。）の閲覧に供します。	第3条 当社は、当社が指定する事務所において、法第25条第1項に規定する方法により公告された阪神高速道路の料金の額及び料金徴収期間を記載した書面を備え付け、当社が指定する時間内に利用者及び <u>阪神高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者（自動車検査証に記載されている車両の使用者）</u> をいい、運転者を除きます。以下「車両の使用者」といいます。）の閲覧に供します。
2 (略)	2 (略)
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)
第2章 料金所の通行方法等 (料金所の通行に際しての安全確保義務)	第2章 料金所の通行方法等 (料金所の通行に際しての安全確保義務)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 <u>当社は、車両の適切な誘導を図るため、車線表示板（車線の運用状態を示すために料金所の各車線上に設置される案内板をいいます。）に、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項各号に規定する区分に応じてそれぞれ次の各号のとおり表示を行います。</u>	
一 <u>一般専用有人施設 「一般」</u>	
二 <u>一般専用機械式施設 「一般」又は「サポート」</u>	
三 <u>ETC専用施設 「ETC専用」</u>	
四 <u>特定措置専用施設 「サポート」</u>	
五 <u>ETC・一般共通有人施設 「ETC/一般」</u>	
六 <u>ETC・一般共通機械式施設 「ETC/一般」又は「ETC/サポート」</u>	
七 <u>ETC・特定措置共通施設 「ETC/サポート」</u>	

八 閉鎖施設 「閉鎖中」

第9条～第10条 (略)

(ETC専用出入口等)

第10条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、ETC専用出入口等にETC通行車以外の通行車両が進入した場合において、やむを得ず通行せざるを得ないときは、利用者は、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線において、当社の係員の指示に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法をとるものとします。なお、いずれの方法においても、利用者は、通行方法の定めのほか、次条、第12条、第25条、第26条及び第27条の規定を遵守して通行しなければなりません。

一 当社が別に定める料金を支払い、又はこれに代わる措置をとったうえで通行すること。

二 料金の後日支払いをすることを確約したうえで通行すること。

3～6 (略)

第11条～第15条 (略)

第3章 支払方法

第16条～第18条 (略)

第4章 領収書等の発行

(領収書等の発行)

第19条 (略)

2 当社は、料金所のうち料金を徴収する料金所において、ETCシステムによらず、ETCカードにより阪神高速道路の料金の支払いを行った利用者に対して、ETCシステム利用規程に基づき、阪神高速道路を通行したことを証する利用証明書を発行します。ただし、ETC専用出入口等の一部においては、利用証明書を発行しないことがあります。

3 当社は、当社及び当社と提携する他の会社等が別に定めるETC利用照会サー

第9条～第10条 (略)

(ETC専用出入口等)

第10条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、ETC専用出入口等にETC通行車以外の通行車両が進入した場合において、当該出入口等から退出できずに、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号。以下「施行規則」といいます。）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設又は同項第6号に規定する閉鎖施設をやむを得ず通行せざるを得ない場合は、利用者は、当社の係員の指示に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法をとるものとします。なお、いずれの方法においても、利用者は、当該施設及びその付近において、通行方法の定めのほか、次条、第12条、第25条、第26条及び第27条の規定を遵守して通行しなければなりません。

一 施行規則第13条第2項第2号に規定する料金収受機により当社が別に定める料金を支払い、又はこれに代わる措置をとったうえで当該施設を通行すること。

二 料金の後日支払いをすることを確約したうえで当該施設を通行すること。ただし、供用約款第6条第4項に定めるその他会社が定める車両の利用者である場合は、料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。

3～6 (略)

第11条～第15条 (略)

第3章 支払方法

第16条～第18条 (略)

第4章 領収書等の発行

(領収書等の発行)

第19条 (略)

2 当社は、料金所のうち料金を徴収する料金所において、ETCカードにより阪神高速道路の料金の支払いを行った利用者に対して、ETCシステム利用規程に基づき、阪神高速道路を通行したことを証する利用証明書を発行します。

3 当社は、前項に定めるもののほか、当社及び当社と提携する他の会社等が別に

<p>ビス利用規程に基づき、インターネットにより、利用証明書を発行します。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5章 割引制度の適用 第20条～第23条 (略)</p> <p>第6章 乗継制度 第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金 第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行 第32条 (略)</p> <p>第9章 補則 第33条～第38条 (略)</p>	<p>定めるE T C利用照会サービス利用規程に基づき、インターネットにより、利用証明書を発行します。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5章 割引制度の適用 第20条～第23条 (略)</p> <p>第6章 乗継制度 第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金 第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行 第32条 (略)</p> <p>第9章 補則 第33条～第38条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、2025年11月9日から施行します。